

第 140 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 4 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 140 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 4 月 11 日 (火) 午後 2 時 31 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (14 人)

会長	1 番	赤石 敏文			
会長職務代理	10 番	中村 文男			
委員	2 番	石橋 薫	3 番	堀内 重男	
	4 番	砂庭 周平	5 番	工藤 信仁	
	6 番	佐々木 一雄	7 番	三浦 恵美子	
	8 番	松村 範明	9 番	滝田 信彦	
	11 番	河守田 雄一	13 番	山田 憲幸	
	15 番	梅内 勝治	16 番	奥瀬 修一	

5. 欠席委員 (2 人)

欠席者	12 番	野田 清八	14 番	川守田 雄一	
-----	------	-------	------	--------	--

6. 会議書記

事務局長	松橋 悟
主幹	佐藤 慶
総括主査	沼畑 ゆき子

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 2 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 4 号 農地利用配分計画案に関する意見について
日程第 10	議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている等の証明 (農業経営) について
日程第 11	議案第 6 号 職員の任免について

事務局長	<p>ただいまから、第 140 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>人事異動により事務局職員が新たになりました。松橋事務局長と沼畑総括主査には職務を頑張っていたきたい。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、春の時期の忙しい中をご出席頂きありがとうございました。農地についてですが、今の時期にまだ枝刈りをやっていない園地が大変目立っています。農地利用最適化推進委員と一体となって農地問題となっている遊休農地を減らしていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 14 名で、委員定足数に達しておりますので、第 140 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>15 番 梅内勝治 委員</p> <p>16 番 奥瀬修一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 1 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2 件であります。</p>

	<p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成24年12月1日から平成29年11月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成29年3月10日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成29年3月22日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告第1号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第1号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 報告第2号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>それでは、報告第2号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成元年11月22日から平成31年11月21日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成29年3月31日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告第2号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第2号「使用貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、所有権の移転に関するものが2件、賃借権の設定に関するものが1件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 調査員</p>
河守田調査員	<p>11番 河守田から説明いたします。</p> <p>去る4月4日、野田委員と中央公民館において、議案第1号及び議案第2号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第1号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が祖父から贈与を受けて営農するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第1号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第2号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、使用貸借による権利の設定に関するものであります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 調査員</p>
河守田調査員	<p>議案第 2 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が自己住宅を建築し転居するため、貸付人である父親から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 2 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町役場から南西に約 5.1 km の距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、南側及び西側は宅地、北側及び東側は小集団の畑が形成されています。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 2 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 3 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、33 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用</p>

地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

- 番号1番の利用目的は畑、期間は2年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額8,460円です。
番号2番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。
番号3番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。
番号4番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,577円です。
番号5番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。
番号6番の利用目的は畑、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。
番号7番の利用目的は畑、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。
番号8番の利用目的は畑、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。
番号9番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。
番号10番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。
番号11番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。
番号12番の利用目的は畑、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額9,700円です。
番号13番の利用目的は畑、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額9,700円です。
番号14番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,928円です。
番号15番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,950円です。
番号16番の利用目的は田、期間は1年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,750円です。
番号17番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,924円です。
番号18番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,736円です。
番号19番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。
番号20番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額2,943円です。
番号21番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,244円です。
番号22番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,681円です。
番号23番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。
番号24番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,720円です。
番号25番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,731円です。
番号26番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,751円です。
番号27番の利用目的は田及び畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,970円です。
番号28番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,541円です。
番号29番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,602円です。
番号30番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,729円です。
番号31番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,778円です。
番号32番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,722円です。
番号33番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,733円です。

<p>議 長</p>	<p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 3 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 4 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 17 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,924 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,736 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 2,943 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 4,244 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,681 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,720 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,731 円です。</p>

番号 10 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,751 円です。

番号 11 番の利用目的は田及び畑、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,970 円です。

番号 12 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,541 円です。

番号 13 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,602 円です。

番号 14 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,729 円です。

番号 15 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,778 円です。

番号 16 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,722 円です。

番号 17 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 4 月 12 日から平成 39 年 4 月 11 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 3,733 円です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第 4 号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9 議案第 4 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 10 議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている等の証明について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主幹

佐藤主幹

議案第 5 号について、ご説明いたします。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予の継続のため、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるものであります。

番号 1 番の相続人は相続があった平成 19 年 5 月 18 日から、本日現在まで引き続き農業経営を行っていることと認められることから、承認することは問題ないと考えます。

以上です。

議 長	<p>議案第 5 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10 議案第 5 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11 議案第 6 号「職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 6 号について、ご説明いたします。</p> <p>(議案の説明)</p>
議 長	<p>議案第 6 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 6 号「職員の任免について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 140 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 31 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 4 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員